# 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)		平成21年度 第3回 川西市都市計画審議会		
事務局(担当課)		まちづくり部 まちづ	がくり推進室 都市計画	i課 内線(2922)
開催時間		平成22年1月20日(水)		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出	委員(敬称略)	古川・崎田・今北・久・四谷・宝田・住田・北上・志水・小山・中礼・安田・金井・米津・釜谷・山下		
席	幹事	中央北地区整備室		
者	事務局	菅原・石橋・上久保・岡本・奥田・堀内		
傍聴の可否		可・不可・一部不可	傍聴者数	4名
傍聴不可・一部 不可の場合は、 その理由				
会議次第		議題 (1)議案第1号 阪神間都市計画地区計画(摂代地区地区計画)の決定について(川西市決定) (2)議案第2号 中央北地区整備事業に伴う都市計画案件について(報告)		
会議結果		(1)議案第1号 原案のとおり可決されました。		

### 事務局

お待たせいたしました。

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から、平成21年度 第3回 川西市都市計画審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を務めさせていただきます、まちづくり部 まちづくり 推進室長の 石 橋 でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、古 川 会長より開会のご挨拶を申し上げます。

古 川 会長 どうぞよろしくお願いいたします。

### 会 長

( 会 長 あいさつ )

### 事務局

ありがとうございました。

それではここで、委員の出欠についてご報告をさせていただきます。

委員19名の内、本日ご出席いただいておりますのは、16名でございます。

したがいまして、半数以上の出席を得ておりますので、川西市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本日の審議会は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

それではこれより、議事進行につきましては、古川会長にお願いしたいと 思います。会長よろしくお願いいたします。

### 議長

それでは、本日の審議会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。 議案第1号「阪神間都市計画地区計画(摂代地区地区計画)の決定について(川西市決定)」を議題といたします。

なお、本件につきましては、昨年の12月15日付けで市長より付議を受けており、その写しをお手元にご用意しております。

それでは、事務局、説明をお願いします。

## 事務局

(事務局説明)

#### 議長

説明は、終わりました。

ご質疑・ご意見等をお受けいたします。議案第1号について、ご質問・ご 意見はございませんか。

この議案そのものには賛成いたしておりますが、若干説明をお願いします。 国の方は、22年度で売却の方向になっているという説明があったわけです けれど、同じような経過をたどっている、むつみとか高芝地域はどのように なっているのでしょうか。現地には植栽地があるのですが、その植栽地をど のように処理していくのかというところを、説明していただきたいのですが。

事務局

摂代地区以外の高芝、むつみ地区について、同じように航空機騒音の対策等の一環で移転補償跡地が残っております。この地域のまちづくりにつきましては、現在、川西市南部地域まちづくり推進協議会が設立されておりまして、その中で望ましい土地利用のあり方、まちづくりについての整備手法を現在検討しているところでございます。その中で、協議会においてまちづくりの結論がでましたら、地域のみなさんと一緒になりまちづくりについて進めていきたいということを考えております。植栽につきましては、現在一時使用ということで国の方から借地をさせていただいております。基本的に国の方は、最終的には全て返還して欲しいということですが、当面は使っておりますので、今後の協議の中で判断されるものと考えおります。

委 員

推進協で協議中ということで、進展しているかどうかがあるのですけれども、その間苦労して地区計画を策定していることとお聞きしておりまして、少なくともそのような空地を作ろうとすれば、地区計画を作るぐらいしか方法は無いのか。地区計画以外で、何か協議をしたという経過があればお聞かせ願いたい。

議長

都市計画審議会の範囲で、よろしくお願いいたします。

その関連した質問がでましたので、事務局の方で答えれる範囲で結構です のでよろしくお願いします。

事務局

今言われましたように、まちづくりの整備手法にはいろいろな整備手法が ございまして、それらは、現在推進協議会の方で検討していただいておりま すが、その整備手法の中で地区計画という制度がございます。それ以外も、 基本的な再開発をするとか、区画整理をするとか、いろんな形がありまして、 地域の意向や合意を求めなければならない事業もございますので、今後どの ように進展していくかということは、もう少し協議会の場の状況を見守って いきたいと思っており、事務局はそこまで判断でなきい状況でございますの で、よろしくお願いいたします。

私は関連していると思い質問させていただいたのですけれども、都市計画 審議会は川西市全体のまちづくりを一定捉えながら、今回は摂代地区の地区 計画を審議し決定しようとしているわけですから、ある一定関連するところ での情報も、やがては出てくるだろうということも、併せて審議会の中で情 報を出していただければ、より審議もスムーズにいくかなという思いもあっ て、聞いているわけです。できるだけ情報というのは収集もしていただきた いわけですし、少なくとも植栽地というのは現状維持ということで、どの点 について意見すればいいかわかりませんが、都市計画審議会の中で植栽地は 残して欲しいという意見が出たということは言っておいてください。

事務局

ご要望ということで、関係部署に連絡しておきますので、よろしくお願い いたします。

議長

他に、ございませんか。

委 員

( 「 な し 」の声あり )

議長

ご意見がないようですので、ご質疑・ご意見等は終結させていただきます。 それでは、採決に入らせていただきます。

お諮りいたします。

議案第1号「阪神間都市計画地区計画(摂代地区地区計画)の決定について (川西市決定)」については、原案どおり決定することとして、ご異議ございませんか。

委 員

( 「 異議なし 」の声あり )

議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号につきましては、原案のとおり決定されました。

つきましては、本審議会で決定されました当該議案は、市長に答申させて いただきます。

答申(案)を事務局より配布いたします。

配付いたしました答申(案)について、事務局から朗読させていただきます。

事務局

(事務局 答申(案) 朗読)

議 長 | 答申(案)については、このような形でよろしいでしょうか。

委 員 ( 「異議なし」の声あり )

議 長 | 答申(案)の回答については、正・副会長に一任いただけますか。

委 員 (「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。

では、またお時間を少しいただくわけでございますけども、今回のご案内 の段階におきまして、「中央北地区整備事業に伴う都市計画変更案件について」 を報告という形で挙げさせていただいております。実は市長より付議を受け ておりませんので、我々がどうこういう立場に無いわけでございますけども、 今まで各情報・報道等によりまして色々な形で土地利用構想がまとまった等 々ございますけれども、この地域につきましては、以前に都市計画決定を都 市計画審議会で審議をされ、決定されたという経過がございますので、平成 10年の段階から本日までの間につきましての動きをご報告を受けておくの が筋ではないかなというふうに判断をいたしまして、今回の審議会のご案内 に併せて、その他のところでご報告を受けておきたい。そして今後付議を受 けた段階におきまして、色々ご審議をさせていただくと、このような形で処 理をしてはどうかと、そうでなければ、市民の方々が、都市計画審議会はど うなったのか、報告はどうだったのかと言われても、委員の皆様でご答弁し ようがないので、できればこのような形で報告する時間をいただけたらと思 い、この度その他のところで議題として挙げて、ご案内させていただきまし た。そのことにつきまして、審議会に付議を受けていないので、必要ないと いうことであればそのようなご意見としていただいて、計画の内容について 少し聞こうということであれば、そのように進めさせていただきたいと、こ のように思っておりますので、その一点について、とりあえずお諮りをさせ ていただきます。

まず始めにこの計画案について、付議をされていないので、あえて説明は 必要ないという委員さんがおられましたら挙手をお願いしたいと思います。

委員 ( 挙手なし )

## 議長

そうしましたら、都市計画の内容に基づきまして、担当部局の方から説明していただきたいと思います。まず、お手元に配付しております資料で、これまでの経過ということで、その内容について説明をさせていただきたいと考えております。審議会規則の第8条に基づきまして、幹事として中央北地区整備室の担当に出席していただいておりますので、まず幹事の方から事業の経過について説明をいただき、そして、事務局の方でその方向の今後の取扱いについて今の段階でご説明していただけるところがあれば、よろしくお願いしたいと、このような形で進めてまいりたいと考えております。また、冒頭にもお伝えしましたとおり、この内容につきまして、付議を受けておりませんので、その内容について、都市計画審議会として現時点で審議する状況にないということだけお含みいただいて、その幅で議事の運営をさせていただいたらと、このように考えておりますので、一つ委員の皆さんにはよろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、幹事からご説明願えますか。資料も含めて手際よくお願いいた します。

#### 幹事

( 幹事 経過説明 )

### 議長

報告が終わりました。

冒頭にも申し上げましたように、付議を受けておりませんので、協議というようにはならないと思いますけれども、せっかく委員の皆様にご出席をいただいているこの場でございますので、この場を懇談会という形にさせていただいて、色々な思いを言っていただいて、忌憚のない答弁をすると、このようにさせていただいたらどうかと考えております。といいますのも、本日の会合にまちづくり部長も出席していただいておりますし、中央北地区整備室の市参事も出席していただいておりますので、基本的なことについてはある程度お答えできるのではないかと考えております。しかし、協議会に付議を受けておりませんので、あまり審議という形にはできないのですけれども、懇談会的に、時間をいただいて進めて参りたいと思います。

それでは、懇談会という表現が適切ではないかもしれませんが、そのような形で進めさせていただきます。いろんな角度からのご意見を、自由にいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

ご質問・ご意見等ございませんか。

先に、都市計画審議会がどのようにされるかということについて、お聞き したいのですけれども、この案件が付議される時期があると思いますが、そ の付議される時期がこの資料に書いてありますが、どの時点で出てきて、答 申を下すのはどの時点になるのかを教えて欲しい。

事務局

今回都市計画変更を行う案件につきまして、正式に案の付議を行い、方針等を審議いただく日程につきましては、平成22年5月に予定しております。

委 員

付議をされるのが5月、そしてその方針等を決定されるのが7月ということになるでしょうか。

事務局

今回都市計画決定・変更を行います件につきましては、市決定案件と県決定案件とがございます。市決定案件につきましては、5月に付議をさせていただきまして、県決定案件につきましては、県の方で6月に都市計画審議会が行われる予定であります。7月に合わせて都市計画の決定・変更告示というように考えております。

議長

私の方から補足で説明をさせていただきます。今の案ではいろいろな手続きをされて、5月頃に付議が市長からありますので、それを受理しまして早々にご案内させていただいて、そこで審議を願います。かたや、県のほうは6月に都市計画審議会にあげるということですので、その辺の日程はすり合わせながら対応していきたいというように考えております。そして意見をご集約いただいて、方針として当審議会としての意向を市長へあげて、6月の県の都市計画審議会の結果と合わせて、審議をしていただくことになろうと思いますので、その時は一つよろしくお願いしたいと考えております。

委 員

今回、懇談会を持っていただいたことには感謝申し上げるのですが、質疑 応答のようなものをどこかでやるのだろうと、それはどこかと思っておりまして、案で出た段階でやれば、当然案というのは行政側からすれば提案で、それがそのまま答申となって返ってくればいいという思いで出されてくるわけですから、都市計画審議会で出されたいろいろな意見が、案にも反映されるような機会を設けていただければいいかなと思いまして、計画を聞いたわけですけれど、今聞くところによりますと、付議された段階では提案的なところが出されて、その場で答えも出さなければならないような感じの事柄を会長もおやりなわけですけれども、ということは、我々は準備する期間があっても、審議する時間が少ないような気がするのですが、もう少し、そのような時間を配分していただきたいけれども、ちょっとそのあたりがどのよう

委 員 になっているかもう一度説明していただきたいのですが。

議長

市長のほうから、都市計画審議会に付議される場合におきまして、縦覧というような形で市民や関係する方のご意見の集約がなされて、あがってくると、当然私はこのように理解をいたしております。その内容につきまして、当然そのような手続き等々が既に告知をされ、周知をされ、そして色々な決定事が決められたものが我々のところへ来るということでございますので、その前段の作業につきまして、我々審議会が介入するということは非常に困難でございますので、我々審議会としては上がってきたものにつきまして集約していきたいと考えておりますので、委員おっしゃるような内容につきまして、そういう節目節目、或いは、日々の活動の中でご意見を上げていただいて十分案に反映していくと、こういう形でご努力をお願いしたいと考えておりますので、審議会の中で十分議論するということは、時間的に少ないのではないかなと思っておりますので、日々の中でよろしくお願いしたいと思います。そして、事務局のほうにはそのようなご意見もございますので縦覧期間等々ご意見の集約については、十分ご配慮いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委 員

付議されたその日に、答申ということが無いようにだけ、時間的な配慮は していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

今の話ですが、一応懇談会ですから。ご審議いただいて、良ければ進んでいくということでご理解をいただきたいと思います。

委員

変更に対しての理由書というのが、不足しているような感想を持っております。といいますのは、特に平成10年に都市計画審議会において決定されたことが、今回廃止という議案として出てきているわけですね。当時、都市計画審議会で審議され、良かろうと思って結論出した事柄が変わるわけでありますから、都市計画審議会として一定、そういう意見を盛り込んで、また、そのような意見を出していただいて、理由書にも添付していただくということでないと、今回出されている理由書というのは、若干3行でその辺りの経過が簡潔に述べられているわけですけれども、これでは都市計画審議会として、また同じ過ちを犯してしまうのではないかということで懸念もありますので、理由書に対しても都市計画審議会として意見の述べられるような、また、反映していただけるような、そんな形で要望もできないかと思っております。当然、行政の方がこのように理由書を出してくるわけですけれども、

こちらの意向が反映されるような議案にしていただくためにも、時間や場所も取っていただければと感想があります。特に出されたものを議論しようとすれば、川西市のまちづくりにも大きな影響のあるものですから、そのような行政の狙い、さらには財政的な事柄も含めて、資料としても出していただきたいと思います。といいますのは、この住宅街区整備事業が頓挫したのは、そのような財政問題も含めて計画そのものが無理があったということでの変更でありますから、そのような反省をしていこうと思ったら、資料が十分に無ければ議論ができませんし、そのような事柄も含めてこの議案にも反映できるような、そのような機会を持っていただければいいと思います。

議長

ご意見いただきまして、3行の理由書ではなかなかいかがなものかとのご意見をいただきました。合わせて5ページを見てください。「これまでの流れと今後のスケジュール」におきまして、都市計画原案の作成、土地所有者等への説明会、平成22年10月25、26日とありますが、これは、平成22年のこのような時期ではいかんのではないかと思うのですけれども。

事務局

申し訳ございません。平成21年の誤りです。

議長

そのように資料等についても十分精査をしていただきまして、そして我々が混乱しないように事務局のほうでお願いしたいと、このように考えております。一つよろしくお願いしておきます。

委 員

内容についての意見は今日はおいておきます。住宅街区整備事業は、県の 決定ということにもなっておりますから、やはり外に出す資料としては、こ の理由書だけでは不十分であろうなと思います。ですから、先ほど申し上げ た事柄を是非とも理由書に入れていただきたいし、何故、住宅街区整備事業 が頓挫してしまったのかということは、この次の土地区画整理事業にも大き く影響してきますから、その辺での審議資料としてもこの場に出していただ くといいますか、そのような状況をつくってただければありがたいと思って おりますので、よろしくお願いいたします。

議長

総括として、まちづくり部長にご意見を頂きたいと思います。

### 事務局

都市計画論としての理由と、事業論としての理由は違ってくるように思います。ですから、一度整理した上で理由書について検討していこうと思っております。

議長

一応そのような形で、今のご意見は次回の資料に反映されていると思って おります。

委 員

次回の都市計画審議会においても、中央北地区整備室は出席していただけ るのでしょうか。

議長

幹事ですので、この案件の場合は出席していただけるものと考えておりま す。

委員

是非出席していただいて、疑問点についてお答えいただければと思います。

議長

以前、都市計画決定していたものを、今回変更するということですので、 手順的にも誤りの無いように対応していきたいと思いますので、アドバイス いただければと思います。先生、一つよろしくお願いいたします。

委 員

私のざっくりした解釈ですけれども、平成10年の道路パターンやゾーニ ングというのは、都市計画として理想的な形で作ったと思います。ところが、 一番問題なのは美園線がなかなか着工できない、理想的に進まないというこ とで、失礼な言い方かもしれませんが、一番手のつけやすいところから動か していこうという案に変わったと、それに伴って、ゾーニングや道路の線形 が変わってきたというようなことで理解をしています。本来は平成10年の 決定のものが、計画論では非常にすっきりしているのですが、事業がなかな か進まないということで、先ほど部長もおっしゃいましたように、事業を進 めていくという観点で言えば、理想的になかなか進まないということで、次 善の策ということで出てきたのが今回の案ではないかと思っております。今 回の資料の資5-9のところで、南側のゾーンも含めて絵が出てきておりま すけれども、ゾーニングという観点でいきますと、従前の案よりも、北側が 産業・業務地区、その南が集客サービス地区、その次が住宅・公共公益地区、 そして一番南側に都心核隣接地区ということで、ゾーニングとしては非常に 綺麗にまとまっておりますし、住宅・公共公益地区の真ん中に中央公園がで きますので、その辺りはすっきりするのですが、専門家的に気になるのが、 せせらぎ遊歩道が本来は南に伸びて、美園線に接続するというのが形状とし

て綺麗なのですが、東に振ってしまうということで、今後南側の開発のときに、せっかくできたせせらぎ遊歩道の南側からの接続に非常に不便ということで、また南側を考えていくときには、また別途ここにせせらぎ遊歩道と接続するような余地を残しておきながらの、中央部の住宅・公共公益地区の計画論があっても、個人的にはいいと思っております。

委 員

先ほどの部長の説明でありましたように、都市計画審議会として、先の不 都合があるような計画であるというような、そのような議論を進めていくべ きだと考えております。住宅街区整備事業、時代の流れの中で、事業シフト していくことがいかがなものかということは、公共事業審査会などの事業を 審査するような審査会などで議論されるべきであろうと、そして新たな土地 区画整理事業が、事業として成立するかどうか、事業として先行きがどうか ということは事業審査会等で審議されると、そして我々はこのような都市計 画の絵の中で街路の形や道路線といった事業そのものが都市計画審議会の中 で審議されますと、ちょっと意味合いが違うのではないかというふうに、私 も個人的に感じますので、私個人としては、住宅街区整備事業が何故うまく いかなかったのかということは、既に公共事業審査会で議論されて、時代の 情勢的に住宅地の供給量的にちょっと難しいということで、今回新たに土地 区画整理事業で事業をおやりになりたいということで、そしてそれが事業と して計画上成立するかどうかは、公共事業審査会で議論になりますので、都 市計画審議会ではあまり事業の成否について議論することは、不適切ではな いかと感じております。

委 員

ここで決定されたことで事業が推進し、市民の税金が使われていくわけですから、慎重に事業そのものが推進できるかどうかということも含めて決定されていくべきものだと、私は思っております。ですから、単に絵だけを見て判断するというのは、今回の住宅街区整備事業が頓挫しただけに、慎重に審議をして欲しいと思います。中央北地区は駅前周辺の商店街とそのような中心市街地一体となって賑わいを持つまちづくりをしていこうと、理由書にもそのように書かれているわけです。私が資料を収集する中では、あくまでもイメージとしてのそのような賑わいを設定しているだけで、決定するのはそこに土地を持っている方であって、そのようにまちづくりの方からは言われているわけです。いくら事業側が賑わいを作りたいと思っていても、地権者の方がもっと静かなものとしてやっていきたいと言われればそうならざるを得ないわけですから、そのように考えていけばたくさんのお金を使う事業でありますから、都市計画審議会でも慎重な審議をやっていくべきだと私は思っております。

## 議長

色々な報告と合わせて、懇談会という時間を設けさせていただきました。 他の委員さんにおいても色々と思いがあろうかと思いますけれども、一応予 定しておりました時間が迫っておりますので、この懇談会はこの辺で終了さ せていただきたいと思っております。そして、本日頂きました意見の内容に つきましても、担当・事業部局におきまして、十分取組んでいただきたいと このように考えております。特にその他ということで、何か事務局でござい ますか。

## 事務局

本日の案件の中で、都市計画案の報告というのはこれで終わらせていただいてよろしいでしょうか。

### 議長

はい。

それでは、その他につきましては、これで終わらせていただきます。 以上をもちまして、本日の議題等はすべて終了いたしました。 長時間にわたり、慎重なご審議をいただき、ありがとうございました。 これをもちまして、平成21年度 第3回 川西市都市計画審議会を終わら せていただきます。皆さまどうもありがとうございました。

傍聴の皆さんも長時間ありがとうございました。